

農 業 制 度 資 金 の ご 案 内



資金の借入れを希望される皆様へ

制度資金の借入資格や条件等については、代表的な事項のみを載せていますので、借入れを希望される場合は、最寄りの農協、市町村役場、府広域振興局、農業改良普及センターあるいは日本政策金融公庫などにご相談ください。

農業経営改善関係資金（農業改良資金、農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金）については、上記のいずれの窓口でも受け付けています。

担い手向け資金制度（農業経営改善関係資金）

地域農業の担い手として、農業経営を更に発展させていこうとする次のような方が融資対象です。

- (1) **認定農業者**
農業経営基盤強化促進法第12条の認定を受けた者
- (2) **認定就農者**
経営開始後5年以内、かつ、就農計画認定後10年以内の者
- (3) **次の要件を全て満たす農業経営の経営者**
 - ① 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること。又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。
 - ② 主としてその農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者（法人にあっては常時従事者である構成員）がいること。
 - ③ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても、主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - ④ 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
- (4) (1) から (3) までのいずれかに該当し、かつ、**家族経営の経営主以外の農業者で、次のことを家族経営協定で約定している者**
 - ① 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
 - ② その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。
- (5) **集落営農組織**
 - ① 集落営農組織としての要件を満たし、組織規約を有するもの。
 - ② 集落営農組織が法人化する際、構成員になるうとする者。
（農業近代化資金、経営体育成強化資金のみ）
- (6) (1) から (4) までの者が全構成員の過半を占める**法人格を有しない任意団体**
一定の条件を満たす規約を有していること。
- (7) (1) から (6) 以外の農業を営む者
（農業近代化資金のみ・下表※2）
- (8) **中小企業者**
農業改良措置を支援するための措置を実施する農工商等連携促進法第11条第1項の認定中小企業者
（農業改良資金のみ）

農業経営改善関係資金

資金名	貸付対象者	貸付対象内容	資金用途	融資率 (%)	貸付限度額 (万円)	実質無利子化措置限度額 (万円)	貸付利率 (年%) (注)	償還期間 (うち据置期間) (年以内)
農業近代化資金 (個人施設資金)	認定農業者	担い手の経営改善のための資金	施設資金等 長期運転資金	100	個人 1,800 (知事特認 20,000)	個人 1,800 法人 3,600	0.55 ~1.15	15(7)
	集落営農組織							
	その他の担い手		同上 (運転資金は、 一部のみ)	80	20,000	1.30		
日本政策金融公庫資金	認定農業者	新技術・新部門への チャレンジのための資金	施設資金等	100	個人 5,000 法人又は団体 15,000	/	無利子	10(3)
	集落営農組織 その他の担い手			80				
農業経営基盤強化資金	認定農業者	担い手の経営改善のための資金	農地取得資金 施設資金等 長期運転資金	100	個人 15,000 法人 50,000	個人 10,000 法人 30,000	0.55 ~1.30 (実質無利子)	25(10)
	集落営農組織 その他の担い手							

(注) 各資金の貸付利率については、平成23年11月1日現在のものです。

※1 特定地域及び青年等の就農促進のための資金にあっては、12年(5年)以内。エコファーマー及びバイオ燃料法に基づく認定生産製造連携事業計画を実施するのに必要な資金にあっては、12年(3年)以内

※2 ただし、農業粗収益が個人200万円未満、法人1,000万円未満の農業者(上記7に該当する者)にあっては、貸付限度額は、個人500万円、法人等1,000万円となります。

※3 認定農業者等が借り受ける場合、(財)農林水産長期金融協会の追加利子助成の対象となります。(スーパーL資金の貸付利率と同率となるよう利子助成)

※4 貸付額が500万円を超える場合、貸付後5年間に限り実質無利子になるよう利子助成(ただし、2%が上限)を受けられる場合があります。

農業改良資金

《貸付対象事業》

- 施設の改良、造成又は取得
- 永年性植物の植栽又は育成
- 家畜の購入又は育成
- 農地の賃借料等の全額一括前払
- 農畜産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得
- 営業権、商標権等の無形固定資産の取得又は研究開発費等の繰延資産の費用
- 農業経営改善に必要な農業費、資材費等に係る初度的経費
- 農地の作付条件(排水改良等)の整備
- 農業技術、経営管理の研修
- 品種の転換
- 農機具、施設等の賃借料等の全額一括前払

《認定中小企業者に貸し付ける場合の貸付対象事業》

- 連携先の農業者が利用する農業経営に必要な施設(機械、建物等)の設置
- 連携先の農業者の農畜産物等を原材料として相当程度使用する加工施設の改良、造成又は取得
- 連携先の農業者の農畜産物等を相当程度販売するための販売施設の改良、造成又は取得

《認定製造事業者等に貸し付ける場合の貸付対象事業》

- 農業経営に必要な施設(機械、建物等)であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置

《促進事業者等に貸し付ける場合の貸付対象事業》

- 農業経営に必要な生産、加工、販売施設(機械、建物等)の設置
- 支援先の農業者の農畜産物を原材料として相当程度使用する加工施設の改良、造成又は取得
- 支援先の農業者の農畜産物等を相当程度販売するための販売施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者:農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けた中小企業者
 認定製造事業者等:米穀新用途利用促進法に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた中小企業者
 促進事業者:地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法)に基づく総合化事業計画の認定を受けた促進事業者

平成19年度から、補助残融資対象(府、市町村の補助事業の場合のみ)

農業近代化資金

《貸付対象事業》

- 畜舎、果樹棚、農機具等の施設の改良、造成、取得、復旧
- 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- 乳牛その他の家畜の購入又は育成
- 事業費1,800万円を超えない農地又は牧野の改良、造成、復旧
- ★農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴うもの
- ★農業経営の法人化(出資金等)
- ★農業技術や経営方法を習得するための研修
- ★需要開拓のための市場調査、通信情報処理機材の取得
- 診療施設その他の農村における環境の整備(農協等に限る)
- 農村における給排水施設の改良、造成又は取得及び農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得等
- 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得

★は認定農業者・集落営農組織のみ

＜認定農業者向けの特例＞

個人は1,800万円まで、法人は3,600万円までの部分について、(財)農林水産長期金融協会等の利子助成の対象となります。
 (1) スーパーL資金の貸付金利と同率となるよう償還期限まで利子助成
 (2) 貸付額が500万円を超える場合、貸付け当初5年間に限り、追加利子助成(最大2%の引下げにより実質無利子化。予算枠あり。)

認定農業者・集落営農組織に対する500万円以下の貸付についてはクイック融資制度により、無担保・無保証人にて最速1週間程度で融資可否の判断を受けられる場合があります。

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

《貸付対象事業》

- ◆農地等の改良、造成、復旧、保全又は取得
- ◆農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成又は取得
- ◆農業技術や経営方法を習得するための研修
- ◆賃借権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得
- ◆家畜、果樹の導入、農地賃借料の支払その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ◆負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金
- ◆農業経営用施設・機械等の改良、造成又は取得

＜認定農業者向けの特例＞

個人は1億円まで、法人は3億円までの部分について、(財)農林水産長期金融協会等の利子助成の対象となります。
 貸付け当初5年間に限り、最大2%の引下げにより実質無利子化。(予算枠あり。貸付額が500万円を超える場合に限る。)

認定農業者に対する500万円以下の貸付についてはクイック融資制度により、無担保・無保証人にて最速1週間程度で融資可否の判断を受けられる場合があります。

経営体育成強化資金

《貸付対象事業》

- 農地又は牧野の改良又は造成
- 農地の賃借料等の全額一括前払
- 果樹の新植、改植又は育成
- 家畜の購入又は育成
- 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営改善を図るための施設の改良、造成又は取得
- 負債の整理
- ☆農業経営の法人化(出資金等。集落営農組織に限る。)
- ☆農業経営の改善を図るのに必要な農業の購入等(農業参入法人、集落営農組織で農業近代化資金による借入が困難な場合に限る。)
- 農地又は採草放牧地の取得
- 農機具の賃借料等の全額一括前払
- 茶、多年生草木、桑又は花木の新植、改植又は育成

農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)

貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率 (年%) (注)	貸付限度額 (万円)	償還期間 (年以内)
農業経営改善計画又は総合化事業 計画の達成に必要な運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた 認定農業者	1.50程度 (変動制) (※)	個人 500 (2,000) 法人 2,000 (8,000)	1
	総合事業化計画の認定を受けた六 次産業化法認定業者		個人 1,000 (4,000) 法人 4,000 (16,000)	

()内は、畜産経営又は施設園芸を含む経営の場合

(※) J Aバンクアグリ・エコサポート基金による利子助成事業の対象(借入平均残高の1%以内)となる場合があります。

負債整理関係資金

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率 (年%) (注)	貸付限度額 (万円)	償還期間 (うち据置期間) (年以内)
農業経営負担 軽減支援資金	営農負債及び制度資金のうち、貸付利率 が5.0%を超える負債の借換えを行うの に必要な資金	農業者	1.30	営農負債の残高	10(3) 特認 15(3)
経営体育成 強 化 資 金	再建整備 資 金	認定農業者以外 の担い手 集落営農組織 農業参入法人	1.30	個人 1,000 (特認:1,750) (特定:2,500) 法人 4,000	25(3)
	償 還 円 滑 化 資 金			既往借入金5年間の 合計額 (特認10年間)	
	前向き投資資金(担い手等の経営改善の ために必要な資金)			事業費の80%以内 で、以下の範囲 個人 15,000 法人・団体 50,000 農業参入法人 15,000	

災害等関係資金

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	貸付利率 (年%) (注)	貸付限度額 (万円)	償還期間 (うち据置期間) (年以内)
農林漁業 セーフティ ネ ッ ト 資 金	災害により被害を受けた農林 漁業経営の再建に必要な資金	農林漁業者	0.55~0.75	600	10(3)
	法令に基づく処分、行政指導 により経済的損失を受けた農 林漁業経営の維持安定に必要な 資金				
	社会的、経済的環境の変化等 農林漁業者の責めに帰すこと ができない事由により経営悪 化が生じた農林漁業経営の維 持安定に必要な資金				
天災資金	種苗、肥料、飼料、農薬、家 畜、小農機具等の購入等の経 営資金	被害農業者	(天災の都度決定)	個人 200または250(※) (果樹・家畜 500または600(※)) 法人 2,000 (果樹・家畜 2,500)	3~6 (4~7(※))
	被害を受けた施設、在庫品の 補てん費用	被害組合・ 連合会	(天災の都度決定)	組 合 2,500または5,000(※) 連合会 5,000または7,500(※)	

(※)国が指定する激甚災害の場合

中山間地域活性化資金

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	融資機関	貸付利率 (年%) (注)	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間) (年以内)
加工流通施設 整備資金	中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造、加工又はその加工品の集荷、販売、提供事業	農林漁業者 製造、加工販売業者 (両者の安定的取引が必要)	日本政策金融公庫	中小企業等 1.15~1.40	事業費の 80%以内	15(3)
			農協、信連等	中小企業等 0.80~1.65 大企業 1.30~1.90		
保健機能増進施設 整備資金	中山間地域において農林資源を活用した保健機能増進施設の設置(観光農園、直売施設等)	農林漁業者 民間事業者 (農林漁業者との提携が必要)	日本政策金融公庫	中小企業等 1.15~1.40		
			農協、信連等	中小企業等 0.55~1.40 大企業 1.05~1.65		
生産・生活環境 整備資金	中山間地域に生活環境施設を設置(管理・休養施設、給排水施設等)	農林漁業者 その他団体	日本政策金融公庫	1.30		25(8)
			農協、信連等			

就農支援資金

貸付対象事業		貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)	
就農研修資金	農業技術を習得するための研修資金	①:15~64歳の認定就農者 ②:認定農業者(※)	無利子	農業大学校等 5万円/月 先進農家等 15万円/月 指導研修 200万円(1回限り) (指導研修は15~39歳)	<15~39歳>	<40~64歳>
	資格取得や住居移転等就農準備に必要な資金	(知事による就農計画の認定が必要)		200万円(1回限り)	12年以内(4年)	7年以内(2年)
就農準備資金	経営開始に必要な機械、施設の設定等に必要な資金	15~64歳の認定就農者 (知事による就農計画の認定が必要)		15~39歳 3,700万円 (ただし、2,800万円を超える額は 必要な資金額の1/2以内) 40~64歳 2,700万円 (ただし、1,800万円を超える額は 必要な資金額の1/2以内)	12年以内(5年)	

(※) この表でいう認定農業者とは、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者で、就農計画の認定を受けたものをいい、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者とは異なります。

(注) 各資金の貸付利率については、平成23年11月1日現在のものです。

農業信用保証保険制度について

農業者の方が農協等から資金を借り入れる場合、府農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。

資金の種類、借入予定額、他の負債の状況等によって違いがありますので、詳しくは窓口でご相談ください。

問い合わせ先 京都府農業信用基金協会 075-661-1332



資金に関するお問い合わせは ～最寄りの農業協同組合・市町村又は次のところへ～

京都府農業改良普及センター

京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906
山城北	〃 0774-62-8686
山城南	〃 0774-72-0237
南丹	〃 0771-62-0665
中丹東	〃 0773-42-2255
中丹西	〃 0773-22-4901
丹後	〃 0772-62-4308

京都府広域振興局

山城広域振興局農林商工部	
企画調整室 総務企画担当	0774-21-3211
南丹広域振興局農林商工部	
企画調整室 農畜産振興担当	0771-22-0371
中丹広域振興局農林商工部	
企画調整室 農業振興担当	0773-62-2743
丹後広域振興局農林商工部	
企画調整室 農業振興担当	0772-62-4305

京都府農林水産部（本庁）

担い手支援課	
新規就業・金融担当	075-414-4942

その他

京都府信用農業協同組合連合会	075-681-2415
日本政策金融公庫 京都支店	
〃 農林水産事業	075-221-2147(代)
〃 農業食品課	075-221-3791(代)
京都府農業信用基金協会	075-661-1332

農商工連携等により、農業ビジネスを実践したいみなさんを
農業ビジネスセンター京都が支援します！

次の業務を行っています。



1 対象者の掘り起こし活動

- ① 農林水産団体、商工団体等を通じたの情報提供
- ② 農林漁業者と中小企業者との交流会
- ③ きょうと農商工連携応援ファンド支援事業の申請に向けた連携体等のプラン検討会
* 専門家から構成する「農業ビジネスサポートチーム」とともに支援します。

2 連携体のプランの具現化支援

生産技術・製造技術、販路開拓・確保、資金計画などの具体的な課題に対応するため、専門家から構成する「農業ビジネス応援隊」の派遣による助言・指導

3 農業ビジネスの情報提供

ホームページ (<http://www.nbc-kyoto.jp>) や会員制メールマガジンによる情報提供

まずは、お電話で相談ください。

農業ビジネスセンター京都 ((社)京都府農業総合支援センター(京都アグリ21)内 075-417-6888)

平成23年11月現在

R100

官製紙100%再生紙を使用しています